

共同看護学専攻博士学位審査委員会規程

(目的)

第1条 共同看護学専攻（以下「本専攻」という。）における博士課程の学位論文について、審査及び最終試験（以下「論文審査等」という。）の質を保証及び審査の客観性を保持するために、連絡協議会のもとに博士学位審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

- 第2条 委員会は、本専攻における専攻長及び各構成大学の研究科長をもって構成する。
- 2 前項の研究科長は、特別の事由がある場合は、学長が指名する博士課程の研究指導教員の資格を有する専任教員とすることができる。
 - 3 委員会の委員長は、専攻長とする。
 - 4 委員会が必要とする場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、各構成大学の研究科長の任期とする。

(組織)

- 第4条 委員会は、審査を実施するために次の委員会を設置する。
- (1) 博士学位論文の研究計画を審査する研究計画審査委員会
 - (2) 博士学位論文審査及び最終試験を実施する専門委員会
- 2 前項各号の委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(招集)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、構成員全員の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、構成員の委任状がある場合は、出席とみなす。
 - 3 委員は、やむを得ない事由により委員会に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、当該委員と同一の権限を有するものとする。
 - 4 議決を要する事項については、第2項に規定する委任状を提出した委員を除く出席委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
 - 5 委員会は、定例会議を原則とし、月1回開催する。

(審議事項)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、連絡協議会に報告する。
- (1) 論文審査等の判定基準に関する事項
 - (2) 研究計画審査委員会の委員構成案の作成に関する事項
 - (3) 研究計画審査委員会の審査結果案に基づく合否の判定に関する事項
 - (4) 学位論文の受理の可否の決定に関する事項

(5) 専門委員会の委員構成案の作成に関する事項

(6) 専門委員会の審査結果案に対する検討及び合否の判定に関する事項

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、専攻長の所属する大学の事務局があたる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、連絡協議会の議により行う。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。